

佐賀県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年1月23日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 解除予定に係る保安林の所在場所

小城市小城町畑田字宮ノ尾 5823 番 1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県農林水産部森林整備課及び小城市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）